

平成22年6月8日

## 2010年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)

－ 沖合調査日新丸調査船団の出港について －

財団法人 日本鯨類研究所

東京都中央区豊海町4番5号

電話 03-3536-6523

(担当: 情報文化部)

HP アドレス <http://www.icrwhale.org>

### 1. 経緯

北西太平洋とオホーツク海を回遊するミンククジラ(オホーツク海-西太平洋系群)の資源量は、国際捕鯨委員会(IWC)によって、25,000頭と推定されています。持続的利用が可能な捕獲枠を算出するための改訂管理方式(RMP)をこのミンククジラ資源に適用する際に必要となる系群情報の収集を主目的として、当研究所は日本政府からの特別採捕許可を受けて、1994年から1999年まで北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN)を実施しました。この調査によって、日本列島を挟んだ太平洋側と日本海側のミンククジラが各々独立した繁殖活動を行っている集団(系群)であることが明らかになりました。また、太平洋側では同一系群であっても、未成熟個体は沿岸に、成熟雄は沖合に、そして、成熟雌は北方のオホーツク海などに棲み分けしている実態が明らかになりました。さらに、この調査では、ミンククジラが日本漁業の主要対象魚種であるサンマやカタクチイワシ、スケトウダラ、スルメイカ等を大量に捕食していることが明らかになり、また、鯨類の分布と漁場とが重なっていることから、鯨類と漁業活動との競合関係が強く示唆されました。

このような調査結果から、鯨類を含む水産資源の包括的管理のためには、鯨類及びその餌生物を含めた総合的な調査が必要であることが認識され、JARPN を発展させた第二期調査(JARPN II:通称 ジャルパン・ツー)が計画され、2000年から実施しています。

このJARPN II の最優先課題は、鯨類が消費する餌生物の種類や量、鯨類の餌生物に対する嗜好性などを調べて鯨類の摂餌生態を解明するとともに、それらの相互関係を基にした生態系モデルの構築を進めて、鯨類を含む日本周辺の水産資源の包括的管理に貢献することです。

そのため、捕獲調査対象鯨種を、従来のミンククジラ(体長8㍎、資源量25,000頭)に加えて、ミンククジラより大型で総生物量も大きく、その捕食量が生態系に与える影響が大きいと推定されるニタリクジラ(体長13㍎、資源量25,000頭)やマッコウクジラ(体長雄15㍎・雌11㍎、資源量102,000頭)、更にミンククジラの資源量を超えるまでに回復してきていることが最近明らかになったイワシクジラ(体長14㍎、資源量28,500頭(東太平洋を除く))を含めました。また、鯨類が利用している餌生物の分布や存在量を推定するため、計量魚探や中層トロールを装備した調査船

を用いて、鯨の捕獲調査と併行して餌環境調査を行っております。

JARPN II では、こうした鯨類の摂餌生態調査の他に、鯨類や海洋生態系への化学汚染物資の影響の把握や、各鯨種の資源構造の解明にも引き続き取り組んでいます。

今回出港する日新丸船団は、JARPN II の沖合域調査を担当していますが、この他、沿岸域の捕獲調査(春季に三陸沖、秋季に釧路沖)が JARPN II 計画の下で実施されており、主に小型捕鯨船が担当しています。

我が国が実施している捕獲調査は、国際捕鯨取締条約(ICRW)の第8条(別記参照)によって締約国の権利として認められている正当な科学調査です。また、漁業資源の適切な管理の実現に向けた鯨類調査の実施の必要性は、国際連合食糧農業機関(FAO)の水産委員会でも強く支持されています。

なお、これまでに、JARPN II で収集されたデータ及び標本に基づく調査・研究の結果については、昨年1月にIWCが主催して横浜で開催された専門家グループによる評価会議において審議されており、その結果は昨年6月に開催されたIWCの年次会合でも報告されています。

## 2. 調査計画概要

JARPN II は、国際捕鯨取締条約に基づいて当研究所が政府の許可を受けて実施しており、2000年より2年間の予備調査を経て、2002年より本格調査を実施しています。本年調査計画の概要は以下のとおりです。

### 2.1. 調査目的:

- ① 鯨類の摂餌生態、生態系における役割の解明
- ② 鯨類及び海洋生態系における海洋汚染の影響の把握
- ③ 鯨類の系群構造の解明

### 2.2. 調査期間(日新丸船団):

平成22年6月9日に日新丸は土生港より、勇新丸及び第二勇新丸は下関港より出港し、合流後、捕獲調査を開始します。帰港は現在のところ8月下旬頃を予定しています。

同様に、独立行政法人 水産総合研究センター所属の調査船北光丸は、7月21日に釧路港を出港して、捕獲調査船団と連携をとりながら餌環境調査を実施し、8月11日に釧路港に入港する予定です。

捕獲調査とは別に、第三勇新丸が目視調査に従事するため、6月9日に下関港を出港して、7月18日に塩釜港に入港する予定です。

### 2.3. 調査海域

北緯35度以北、日本沿岸から東経170度までの北西太平洋(7、8、及び9海区)の一部海域

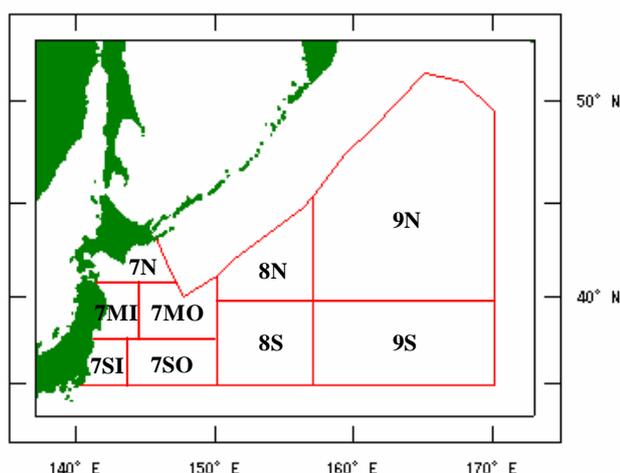


図1. 2010年北西太平洋鯨類捕獲調査における調査海域

#### 2.4. 調査員:

調査団長 安永 玄太((財)日本鯨類研究所 研究部 生態系研究室主任研究員)

日本鯨類研究所より 安永 玄太 他6名

遠洋水産研究所より 渡邊 光 他4名

#### 2.5. 調査船と乗組員数(含む調査員)

調査母船	日新丸	( 8,044トン	小川 知之	船長以下119名)
目視採集船	勇新丸	( 720トン	廣瀬 喜代治	船長以下20名)
目視採集船	第二勇新丸	( 747トン	佐々木 安昭	船長以下20名)
多目的船	第三勇新丸	( 742トン	小宮 博幸	船長以下18名)
餌環境調査船	北光丸	( 1,246トン	戸石 清二	船長以下24名)

#### 2.6. 標本採集頭数

本調査において予定されている標本数は次の通りです。

ミンククジラ 100頭

イワシクジラ 100頭

ニタリクジラ 50頭

マッコウクジラ 10頭

#### 2.7. 実施機関

財団法人 日本鯨類研究所

独立行政法人 水産総合研究センター 遠洋水産研究所

(参考) 国際捕鯨取締条約第8条(抜粋)

1. この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。
2. 前記の特別許可書に基づいて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない。